

資料 1 0

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第50号
警察庁丙給厚発第36号
警察庁丙地発第38号
警察庁丙刑企発第95号
警察庁丙捜一発第24号
平成13年9月27日
警察庁生活安全局長
警察庁長官官房長
警察庁刑事局長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令に係る適切な対応等について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に当たっての配偶者からの暴力事案への対応については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に当たっての配偶者からの暴力事案への適切な対応について」（平成13年7月9日付け警察庁丙生企発第36号、丙人発第227号、丙給厚発第29号、丙地発第32号、丙刑企発第66号、丙捜一発第18号）を通達し、取組みの一層の強化を図っているところであるが、別途通達することとしていた保護命令の通知、その後の対応等については次のとおり通達するので、各都道府県警察にあっては本通達の趣旨に沿って適切な対応に努められたい。

記

第1 地方裁判所との連絡について

1 地方裁判所との連絡体制の確立

警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。以下「警察本部長等」という。）は、法第15条第3項の規定により地方裁判所から保護命令に係る通知を受けるとされているので、各都道府県警察においてはその対応する地方裁判所と連絡をとり、法第14条第2項に規定する書面の提出や保護命令に係る通知を受けるに当たっての連絡方法についてあらかじめ確認するなど、地方裁判所との連絡体制を確立することとされたい。

なお、都道府県警察における窓口について警察庁から最高裁判所事務総局を経由して各地方裁判所へ連絡済みであるが、各地方裁判所の窓口については、別途通知する。

2 地方裁判所から通知されることとなる保護命令に係る事項の確認

警察庁から最高裁判所事務総局に対して、保護命令の通知を受けた後に

適切な対応をするため通知が必要な事項に関し別添1及び2のとおり要請しているため、各都道府県警察にあっては、その対応する地方裁判所と連絡をとり、地方裁判所から通知されることとなる保護命令に係る事項についてあらかじめ確認することとされたい。

第2 保護命令の通知を受けた後の対応について

1 警察本部長等及び申立人の住所等を管轄する警察署長のとるべき措置

(1) 警察本部長等のとるべき措置

ア 法第15条第3項に基づく通知を受けた場合の措置

警察本部長等は、地方裁判所から法第15条第3項に基づく通知を受けたときは、速やかに、申立人と連絡をとり、申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所を把握し、当該場所を管轄する警察署長（以下「関係署長」という。）に対し、保護命令が発せられた旨及びその内容を連絡するものとする。

なお、申立人の居所が当該警察本部長等の管轄する都道府県以外の区域にあることが判明した場合にあっては、当該警察本部長等は、申立人の居所を管轄する警察本部長等にその後の措置を引き継ぐものとし、その旨を同項に基づく通知を行った地方裁判所に対し、連絡するものとする。

イ 保護命令の効力の発生を確認した場合の措置

警察本部長等は、地方裁判所から保護命令の効力の発生について通知を受けるなどして保護命令の効力の発生を確認したときは、速やかに、関係署長に対し、その旨及び保護命令の効力が生じた日時を連絡するものとする。

ウ その他の保護命令に係る通知を受けた場合の措置

警察本部長等は、地方裁判所から法第15条第3項に基づく通知及び保護命令の効力の発生についての通知以外の保護命令に係る通知を受けたときは、速やかに、関係署長に対し、その内容を連絡するものとする。

エ 保護命令に係る情報の確認体制の整備

警察本部長等は、警察官が保護命令違反事件の捜査のため保護命令の効力その他の保護命令に係る情報を迅速に確認することができるよう、当該情報を収集及び整理するとともに、都道府県警察本部当直に必要な事項を周知徹底するなどして常時対応できる体制を整えるものとする。

なお、保護命令に係る情報の常時照会が可能なシステムについては、

警察庁において、現在、検討中である。

(2) 申立人の住所等を管轄する警察署長のとるべき措置

申立人の住所（居所がある場合にあっては居所）を管轄する警察署長は、申立人の意向を確認した上で申立人方（婦人保護施設等に保護されている場合にあっては、当該施設）を訪問させるなどして、次の事項を教示するものとする。

ア 配偶者暴力相談支援センター（平成14年3月までは婦人相談所）の利用に関する事項

イ 緊急時の警察に対する通報に関する事項

ウ 配偶者からの暴力に係る防犯上の留意事項

2 申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が複数の都道府県の区域に及ぶ場合の保護命令に係る通知の内容の連絡について

申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が複数の都道府県の区域に及ぶ場合における警察本部長等から関係署長に対する保護命令に係る通知の内容の連絡は、地方裁判所から通知を受けた警察本部長等が他の都道府県の区域を管轄する警察本部長等を経由して行うものとする。

3 警察本部長等及び関係署長の留意事項

(1) 事案に応じた適切な措置

保護命令が発せられる場合は、申立人が「更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」状態にあるということに十分に留意し、保護命令に係る情報について関係する警察職員に周知するとともに、事案に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 相互の連携

申立人の生活実態に変化が見られた場合や保護命令の相手方に特異言動が認められる場合等に、相互に必要な連携をとるよう努めるものとする。

第3 保護命令違反事件の捜査に当たっての留意事項について

保護命令違反事件の捜査に当たっては、保護命令の内容及びその効力の有無について、警察本部生活安全部庶務担当課、警察本部の当直に照会するなどにより確認した上で、適切に対応するものとする。

なお、法第15条第3項に基づく通知を受けた場合であって、保護命令の効力が生じたことについて地方裁判所から通知を受けていないときは、当該保護命令を発した地方裁判所に照会するものとする。

また、法第10条第1号にいう「被害者の住居、勤務先その他その通常

所在する場所の付近」を保護命令の相手方がはいかいしている場合であれば、申立人がその場に居合わせなくとも違反が成立することに留意されたい。

第4 その他留意事項について

1 保護命令の相手方からの搜索願の届出への対応

通知を受けた事案については、平成13年7月9日付け上記通達に従い、保護命令の相手方から搜索願が提出されても受理しないこととされたい。

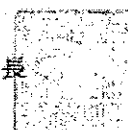
2 関係部門間の連携

配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、法第8条の規定に従い、被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、保護命令の発令の有無のみにとらわれず、その他抵触する刑罰法令の適用も検討し、生活安全部門、地域部門、刑事部門、被害者対策部門相互の連携を密にし、迅速かつ適切な対応に努めることとされたい。

警察庁丁生企発第96号
平成13年7月27日

最高裁判所事務総局民事局第二課長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令の効力の発生に係る警視總監又は道府県警察本部長への通知について（要請）

みだしの件につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく保護命令の効力が生じたことを裁判所が認知された際には、速やかにその旨及び保護命令の効力が生じた日時を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）に通知いただけるようお願い申し上げます。

警察庁丁生企発第110号

平成13年9月21日

最高裁判所事務総局民事局第二課長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第15
条第3項に基づく通知に関する要請について

みだしの件につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護に関する法律（平成13年法律第31号）第15条第3項に基づ
く通知に関する下記の事項について要請申し上げますので、よろしく
お取り計らい願います。

記

- 1 保護命令申立書記載の申立人の住所の表示と居所の表示が異なる
ときは、第15条第3項に基づく通知は、申立人の居所を管轄する
警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方
面を除く方面については、方面本部長。以下「警察本部長等」とい
う。）に対して行っていただくこと。
- 2 保護命令が発せられたときは、警察は申立人と緊密に連絡をとる
必要があるため、同項に基づく通知に併せて申立人の住所、居所（申
立書に記載がある場合）、申立書記載の電話番号及び届出がされた送
達場所を連絡していただくこと。
- 3 同項に基づく通知を受けた警察本部長等が申立人の居所を管轄す
る警察本部長等にその後の措置を引き継いだ旨を当該通知を発した
地方裁判所に対し連絡した場合は、その後の保護命令に係る通知は
引き継ぎを受けた警察本部長等に対して行っていただくこと。
- 4 同項に基づく通知がされた場合において、保護命令の効力を生じ
る前に保護命令の申立てが取り下げられたときは、速やかにその旨
を警察本部長等に対して通知していただくこと。